

発議第1号

立憲主義を否定する集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書の提出について……………可決

発議者 佐藤守正議員

総務文教委員会では賛成多数で可決。本会議においても賛成多数で可決。

賛成6 高橋(五)、高橋(綾)、角谷、今村、佐藤、師田

反対5 岸野、白井、関、宮田、半澤

賛成

佐藤守正

一般の法律は時代に合わなくなったら改正をする。憲法だけは改正もせず、解釈を変えるだけでいいというのなら、立法院・国会は無視され法治国家とはいえなくなる。集団的自衛権行使で、自衛隊が海外に出て武力行使をするならば、自衛隊員に戦死者が出るだろう。外国の兵士を殺すことも起こるだろう。

それは国民に大きな覚悟が問われる話である。少なくとも憲法改正が提起されて、国民が意思表示する機会を経なければならぬ。それを内閣の「解釈の変更」だけでできることにしてしまつたら、国民の出番もなく覚悟の示

反対

岸野雅人

憲法9条をいただく日本の自衛隊のことです。集団的自衛権の行使といっても、極めて限定的なものになると想像します。

日本の周辺に限られ、『護る』ことが可能で、護るべきものは、護れるようにしましょう』という、当たり前のことはできてしかるべきと考えます。

それにまだ、見解や方向が示されてはいません。現段階での、このような意見書の提出には反対をします。

角谷 勉

しよがないことになる。日本が法治国家であるのか否かが係つた大問題である。

集団的自衛権を否定するものではないが、歴代政権は『国際法上集団的自衛権を有しているが、憲法第9条のもので許容される必要最小限の自衛権の範囲を超えるため行使できない』と判断してきた。

首相が憲法の改正に動くことは可能であつても、解釈の変更は法の支配に背くものである。いかなる指導者も個人の意思で憲法を書き換えることはできない。必要ならば真正面から憲法改正を論ずるべきと考える。

請願第1号

「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願……………否決

提出者 秘密保護法に反対する新潟の会

代表 佐藤一弥氏
紹介議員 佐藤守正議員

総務文教常任委員会では可否同数につき委員長裁決で採択すべきものと決定。本会議においては反対多数で否決となる。

賛成5 高橋(五)、高橋(綾)、角谷、佐藤、今村

反対6 岸野、白井、関、宮田、半澤、師田

賛成

佐藤守正

国家が一定の期間、秘密にしておかなければならぬことがあることは否定しない。しかしその秘密は、一定の期間の後は歴史の検証を経るために、すべて公開されるのが近代国家の原則である。この法律の本質は、主権者である国民が、政府の意思決定を評価するための十分な情報を得られなくなる場所にある。国民は自らの意思によって政府を選択し、政府が誤った戦争などを起こさないように監視する主権者である。だから政府が隠したい情報であっても、国民が判断するために必要な情報は隠されてはならない、

反対

岸野雅人

この法律は施行前で、今チェックについての検討がされているところです。また特定秘密は守秘義務のある情報の中の、ほんのごく一部です。個人対個人でも、相手を信用しての内緒話がありますが、バレてしまふこともありまふ。これが、国対国の外交・安全保障・防衛秘密などの情報であれば、国益を左右します。

国の信用のため、この法律は必要と考えますので、廃止する意見書の提出に反対します。

角谷 勉

これが民主主義の基本である。

政治家や官僚が不用意に機密情報を漏らさないようにする法律は必要と考へる。その際、自由な社会の言論活動を侵害しないよう細やかな配慮が求められる。秘密の妥当性をチェックする第三者機関のトップを首相が務めるのは論外である。

政府や行政機関の運用次第で憲法が保障する取材、報道の自由が制約されかねず、結果として民主主義の根幹である「国民の知る権利」が損なわれる恐れがある。審議の進め方も重要法案の審議とはとてもいえない。